

## 用語の解説

### 1 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいう。  
事業所には次のものが含まれる。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず、小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。  
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として、個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (7) 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

### 2 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

### 3 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

### 4 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ

事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

## 5 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず、事業所を開設した時期をいう。

## 6 従業者及び就業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

- (1) 「従業者」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。
- (2) 「就業者」とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ、「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。
- (3) 「個人業主」とは、個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- (4) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- (5) 「有給役員」とは、法人又は団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で、役員報酬を受けている者をいう。
- (6) 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 期間を決めずに雇用されている者
  - イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
  - ウ 平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者
- (7) 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (8) 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- (9) 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

## 7 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

## 8 売場面積

平成 26 年 7 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカ

レーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 9 セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

## 10 営業時間

平成26年7月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所は調査をしていない。

## 11 立地環境特性

商店街の形成の有無及び都市計画法に基づき、別表2の特性により区分・定義した。なお、一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上集積しているものをいう。

## 12 商業集積地区

商店街を形成している地域の立地環境特性をいう。概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。なお、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。

商業集積地区と定義された区域は、設定基準に基づき集積細分11～15に細分する（別表2参照）。

## 13 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。

また、大規模小売店舗内に立地する商業事業所（小売）を大規模小売店舗内事業所と

いう。

#### **14 販売効率**

本報告書では便宜上、販売効率を、1事業所当たり年間商品販売額、従業者1人当たり年間商品販売額、就業者1人当たり年間商品販売額及び売場面積1㎡当たり年間商品販売額とした。

なお、売場面積1㎡当たり年間商品販売額については、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

別表 1

## 業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売 場 面 積	営業 時間	備 考
<b>1 百貨店</b>	×				
<b>2 総合スーパー</b>	○	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上) 3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型総合スーパー					
2 中型総合スーパー					
<b>3 専門スーパー</b>	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 苗・種子」が0%を超え70%未満	250㎡以上		
1 衣料品スーパー					
2 食料品スーパー					
3 住関連スーパー うちホームセンター(注4)					
<b>4 コンビニエンスストア</b>	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上 250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
<b>5 広義ドラッグストア</b>	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603 医薬品・化粧品」小売業に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
<b>6 その他のスーパー</b>	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
<b>7 専門店</b>	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799 のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899 のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099 のいずれかが90%以上			
1 衣料品専門店					
2 食料品専門店					
3 住関連専門店					
<b>8 家電大型専門店</b>	×	産業分類「5931電気機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
<b>9 中心店</b>	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
1 衣料品中心店					
2 食料品中心店					
3 住関連中心店					
<b>10 その他の小売店</b>	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
<b>11 無店舗販売(注5)</b>	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% 無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売					

注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59,60)に分類して集計したものをいう。

注3) 「各種商品取扱店」とは、「569 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091 ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211 金物」、「60221 荒物」及び「60421 苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

注5) 産業分類「61 無店舗小売業」とは、商品販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。

## 立地環境特性の区分表

特性番号及び区分	定 義
商業集積地区細分	
10 商業集積地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。
11 駅周辺型商業集積地区	J Rや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
12 市街地型商業集積地区	都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
13 住宅地背景型商業集積地区	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
14 ロードサイド型商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。
15 その他の商業集積地区	上記「11 駅周辺型商業集積地区」～「14 ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
20 オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30 住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
40 工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
50 その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10 商業集積地区」～「40 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

注1) 個々の事業所における用途地域の格付けにあたっては、その過程において国土交通省国土政策局「国土数値情報（用途地域）」を利用している。

URL : <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29.html>

注2) 上記数値情報については、平成26年商業統計調査の実施日である平成26年7月1日現在の都市計画法上の用途地域との時間的な差異、及び空間的誤差が生じる場合がある。